第七条第九号に掲げる施設	建築物	占用面積一平方メートルにつき一年	Aに〇・〇二二を乗じて得た額
	その他のもの		Aに〇・〇一五を乗じて得た額
第七条第十号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに〇・〇一四を乗じて得た額
	その他のもの		Aに〇・〇一一を乗じて得た額
第七条第十一号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに〇・〇一二を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに〇・〇一五を乗じて得た額
	その他のもの		Aに〇・〇一九を乗じて得た額
第七条第十二号に掲げる器具			Aに〇・〇二二を乗じて得た額
第七条第十三号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに〇・〇一を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに〇・〇一二を乗じて得た額
	その他のもの		Aに〇・〇一五を乗じて得た額
第七条第十四号に掲げる施設			Aに〇・〇一九を乗じて得た額
			Aに〇・〇二二を乗じて得た額

附　則

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

関税暫定措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十二月十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百七十九号

関税暫定措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の八第一項及び同条第三項において準用する同法第七条の三第七項の規定に基づき、この政令を制定する。

関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条の三の表環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉の項の次に次のように加える。

アメリカ合衆国協定適用牛肉の輸入数量（次条第三項において読み替えて準用する同条第一項及び第二項第四号において「アメリカ合衆国協定第一輸入数量」という。）並びにアメリカ合衆国協定適用牛肉の輸入数量及び環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉の輸入数量の合計数量（次条第三項において読み替えて準用する同条第一項及び第二項第四号において「アメリカ合衆国協定第二輸入数量」という。）	別表第一の四十四の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下「アメリカ合衆国協定適用牛肉」という。）

第十九条の四第三項中「別表第一の四十四の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下「アメリカ合衆国協定適用牛肉」という。）」を「アメリカ合衆国協定適用牛肉」に、「第一項第一号中「合計輸入数量」とあるのは「別表第一の四十四の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下この項及び次項第四号において「アメリカ合衆国協定適用牛肉」という。）の輸入数量」を「第一項及び前項第四号中「合計輸入数量」とあるのは、「アメリカ合衆国協定第一輸入数量及びアメリカ合衆国協定第二輸入数量」に改め、「、同項第二号及び第三号並びに前項第四号中「合計輸入数量」とあるのは「アメリカ合衆国協定適用牛肉の輸入数量」と」を削る。

第十九条の八第一項中「修正対象物品の輸入数量」の下に「（アメリカ合衆国協定適用牛肉に係る令和四年度から令和九年度までの各年度における法第七条の八第一項に規定する輸入基準数量を算出する場合における当該輸入数量を含む。）」を加える。

附　則

この政令は、日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定を改正する議定書の効力発生の日から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

港湾法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十二月十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄